

家族経営協定にみる家族モデルの転換

杉 岡 直 人

1. はじめに

日本の農業は家族農業経営によって担われてきたが、1990年代になって新農政に示されている家族農業経営に、これまでの直系家族的農家家族モデルを大きく転換させる「経営体」概念が登場している。⁽¹⁾ 経営体とは、農業基本法によって提起された近代化路線に基づく企業的農業經營=自立經營を実現して、さらに法人化を展望する本格的な農業生産組織を前提とするものである。⁽²⁾

農地改革によって小規模零細農家を大量に輩出させた戦後農政の課題は、第一に農家を自立經營農家として規模拡大を実現し、近代化に対応させることであり、第二に脆弱な零細農家の經營破綻を協業の助長策によつていかにくい止めるか、というものであった。自作農主義農政のねらいである競争原理を導入して規模拡大をはかることと機械化農業を推進するために小農の共同化を推進するという本来矛盾をひきおこすことにならざるをえない二元的な政策をいかに摩擦を回避しながら地域の実態に対応させて推進するか、が要諦とされたのである。

この矛盾した政策課題に対する農民自身の回答は、小型機械を個別所有し、その機械投資をカバーするために兼業農家を続けることであった。このことは、家産としての土地は保有しつづけ、マクロ的にみると農地の流動化を停滞させて、結果として規模拡大を抑制させる構造を作りだしている。そのため大規模化と機械化の推進を図るという政策側の意図は、大きな成果を挙げるまでに至っていない。むろん兼業化は消極的な面だけをもつものではない。兼業化によって安定した生活を営む農家も多く、さらには大型借地農として規模拡大をはかる農業者や農産物加工や産直に取り組んだり、法人化を進めて雇用労働を確保している積極的な經營展開をはかる農業者も多い。

しかし、農産物自由化問題に対する農業政策は、規模拡大と機械化を中心とする近代化政策一辺倒となり、競争原理の導入によるコスト低減や農業者の実力を高めるという名目のもとに農業者に大きな負担を強いいる結果をもたらした。しかも農業近代化は、機械化農業の推進をベースとしていたために投資規模の拡大を不可避なものとし、農家の負債と借金を増加させたのである。加えて、国土計画の中核となった列島改造路線は大幅な土地価格の高騰を招き、農地が資産として大きな位置を占めるようになり、農地価格の高騰を期待せざることになった。時を同じくして農業に付加価値生産を導入する試みが奨励され、稻作や酪農経営から花卉栽培や野菜栽培などの施設型農業が稻作転換の目玉となっていましたことにより、農業経営に関する投資額も拡大することになった。農業にビジネスセンスを要求され始めたのもこの頃からである。

平成 4 年に出された新農政は、経営体としての位置づけを重視しており、法人農家の展開を政策的な課題としたことは、生産単位となる農家の体制強化を示している。筆者（杉岡、1990）は、家族社会学の立場から家族農業経営の存続を前提とするならば、基本的に直系家族的生活周期を前提とする政策が用意されなくては、長期的な見通しに立つ投資が困難であり、技術革新もまた進まないものであることを明らかにした。

戦後日本社会の民主化を課題とする一連の社会改革の一環として農地改革が実施され、単独相続を基本とする直系家族制度から平等相続制の夫婦家族制度へと家族文化の基盤をシフトさせることになった。しかし、農業に関しては農地・家産の継承を前提とする直系家族が維持されていたし、農業政策もそれに沿ったものであったので、農家減らしやエリート農家の確保を課題とする 1970 年に開始された生産調整（減反政策）を迎えるまでは、扱い手問題に関して疑問が生ずるような事態は存在しなかつたのである。⁽³⁾

この扱い手問題についてみると、府県では都市化と産業化により兼業化が一般的な形態となり、後継者が他出あるいは他産業に従事し、世代交代が進まず、扱い手の高齢化が進行したため高齢者問題は比較的早くに意識されていた。しかしその実態は、高齢者が体力的な負担に苦しみながら仕事に精を出していたのではなく、農業機械化によって農作業が高齢者にも可能となったのである。田畠を守るのは、後継者が農外の仕事

について退職した後でも十分であって、小規模農業の扱い手問題は機械化によって解決されるようになったのである。農業白書（平成7年版）が指摘するように、70歳近い高齢者であっても、水田面積5ha程度であれば、機械の使用により一人で農作業が可能な状況が生まれた。したがって、労働力の高齢化だけで営農が行き詰まるという図式は成立しなくなったのである。機械化によって高齢者でもできる農業経営が実現したことで、親世代の後継者に関する考え方として、「戻ってきて仕事はなく収入拡大につながらないから自分（親）が動けなくなつてから戻ってきてもらえば十分」という意見に表されているように後継者の早期就農機会を遅らせることになった。

さらに、現実の家族農業経営は、後述するように女性と高齢者の農業従事割合の高さに反映されているように核家族化している。農家女性に対する調査結果は、女性の経営参加や後継者問題に対する意識が変化し、結果として農家の経営に大きな影響を及ぼしていることを浮き彫りにしている。今や後継者の定着を規定するものは、農家女性の生活意識にあることを予想させるものとなっている。最近、筆者が関わった専業農家の女性（世帯主及び後継者の妻）を対象とした聞き取り調査では、約50名の回答者全員が「自分の代で終わっても仕方がない」という回答をしている。そこには、すでに職業は本人（後継者）の選択に任せるという主体性の尊重と同時に、かいま見られたのは、農業を生業とする生活に豊かさを実感できないという現状認識である。

そのような農村社会における女性の意識の変化に対応するように1996年4月より施行された農業者年金への女性の加入と家族経営協定のセット化は、日本の家族農業にとって歴史的な転換をもたらすものと思われる。それは、自作農主義と農家による土地の継承にウエイトをおいてきたこれまでの父子間の世代交代と相続重視に象徴される直系家族主義農政から、夫婦のパートナーシップを前面に出して夫婦を中心とした生活を重視する核家族主義農政へとシフトすることを意味するからである。⁽⁴⁾これは、一代限りの農業経営を誘導する制度化であり、巷間指摘されている株式会社による農地保有や非農家の新規参入に可能性を開く一歩となることは確実である。この流れの線上にあったのが、昭和30年代に登場した家族協定農業である。本稿では、家族協定農業の展開過程が、農

家家族モデルの転換を導いていることについて家族社会学的分析を行うことを目的としている。

2. 家族の変動と福祉システム

まず農家家族のモデルを整理する前にその前提となる日本の家族の変動について取り上げることにする。現代家族は、夫婦と未婚の子どもからなる核家族をその基本型としているが、よく知られている家族の定義は、これまで、「少数の近親者を主要な成員とする第一次的な福祉追求の集団」（森岡清美）とされてきた。しかし、国際的な動向となっている単身世帯と夫婦のみ世帯の割合の増加や非婚あるいは離婚の増加などによって、家族構造そのものが多様化している。また、都市化と女性の就業率、進学率の上昇、および結婚年齢の上昇などにみられるように女性の社会経済的生活基盤の安定化にともなう単身世帯者の増加や年金制度の成熟化を背景として高齢者世帯の増加を生み出している。

そこで国民生活白書（平成 7 年版）により、戦後のわが国の家族構造の変化を1955年と1990年の35年間の差によって捉えると、核家族世帯比率は全体の約60%と変化していないが、三世代世帯は37%から18%へと約半分に減少しており、単独世帯の割合は3%から20%へと約6倍の増加となっている。平均世帯員数も4.9人から3.1人へと大幅に減少しており、出生率が1.50前後となっている。また、高齢者の子どもとの同居率の変化も大きく、1975（昭和50）年には65歳以上人口の68%が同居していたが、1994（平成6）年には55%と大きく減少している。⁽⁵⁾ その一方で、近居や二世代住宅の増加あるいは、娘との同居の増加など居住形態に変化がみられる。

さて、家族発達理論の立場から家族の体系的な定義を試みたホワイトは、定義の基本的要素として①組織化されている社会生活の領域、②組織化のための規範の制度的な性質、③組織化される集団としての性質を含めることを提起しており、家族の定義を「出自と姻縁、生殖、子どもの愛育的社会化についての社会規範によって組織化され統御されている、世代間にわたる社会集団」（White, J., 1995）であるとしている。

このように定義することができる家族は、福祉システムにとって常に

大きな位置を占めてきた。日常生活の大半を家族と共に生活する第一次産業中心の社会では、家族は、子どもの社会化や老親の扶養だけでなく、経済的機能や生産的機能あるいは娯楽的機能、教育的機能を始めとする包括的な機能を果たしていた。そこでは、家族が福祉サービスの供給主体となっていたのである。しかし、産業化が進展するにつれて、家族機能の社会化、外部化そして縮小化へというメカニズムが働く。また、家族はその機能を社会化することで、女性の社会参加や平等を実現してきた。女性の職業進出により、子どものケアに関して社会的な対応が必要となっているし、女性の社会参加は、性的役割分業に基づく女性の負担に関する問題を提起し、男性の家事・育児への参加が強調されている。

また、虚弱高齢者のケアに関しては、同居家族員をマンパワーとして期待できなくなっている現在、在宅福祉サービスの充実を前提とした介護の社会化が重要な解決課題となっており、コミュニティケアの目標である「家族員に過度の負担をかけずに地域で自立した生活を尊厳をもつて送ることができる」援助システムの開発が求められている。このように従来、家族の機能として主要な位置を占めていた老親扶養・介護、子どもの養育等の社会化がすすみ、家族が大きく変動している。

以下においては、このような家族の変化をふまえて農家家族のモデル転換について整理することにする。

3. 家族農業経営における家族モデル

家族農業の維持には、自家労働力の確保という視点から世代間継承は不可欠の課題であるといえる。しかも農地保有の継続性を前提とする農家にとってイエ制度は後継者に対する農地の一括継承を保証する意味で極めて大きな意味を有していた。しかし、戦後の民法改正にともない、イエ制度の廃止に対応する新たな家族モデルが提示されなかつたことは、固定資産の継承を生業の基礎とする自営業家族にとって相続にともなう家産継承の安定性を脅かされることとなったのである。

先にみたように産業化や都市化を通じて宅地開発や大規模工業団地等の開発政策が進むなかで、生産手段としての農地が売却されることにより大きな金融財産を生み出すような状況も一般化した。こうした地域社

会の変動は住民生活の構造を規定することになる。例えば、昭和40年以降の高度経済成長と並行して日本の地域社会を襲った過疎化と過密化である。農村地域では、過疎化にともない、出稼ぎや離農あるいは学校統合などにより、集落の再編や住民生活の孤立化が問題となった。一方、都市においても人口過密化現象を引き起し、住宅事情の悪化と住民の移動による地域集団の解体を促進し、生活の共同性を著しく減退させたのである。こうした地域社会構造の変動に対応するように農家家族の問題も大きく変化してきた。農家は、子どもの家族との同居によって家族経営農業の継続を可能にしてきたが、核家族化の進展によって後継者問題と高齢者問題を同時に引き起こしている。

先述したように、戦後、相続制度が単独相続制から均分相続制へ改変されたことによる農家資産（農地）の細分化を回避することが農政上の課題であったが、その課題への対応過程をみると、まず、1961年に施行された農業基本法によって、都市と農村の生活格差＝「二重構造」の解消をめざす「自立経営農家の育成」が唱われ、農業構造改善事業が実施された。同時に、国は「自立経営たる又はこれにならうとする家族農業経営等が細分化することを防止するため、遺産の相続にあたって従前の農業経営となるべく共同相続人の一人が引き継いで担当することができるよう必要な施策を講ずるものとする」（農基法第十六条）ことで、均分相続制下での実質的な単独相続対策を図ったのである。

これに関連する政策の系譜をみると、後継者の生活・経営意欲を高め、農業経営の近代化を促進させる目的の下に、農地一括生前贈与の特例措置（1964年）が農地細分化を回避する機能を果たすよう位置づけられ、同時期に家族協定農業が農業経営の近代化と家族関係の近代化という二つの課題を同時に可能とするものとして提唱された〔利谷信義（1973）「親子契約」『親と子』、東京大学出版会、245-284頁、親子契約研究会（利谷信義編）（1989）『親子契約の研究』全国農業農業会議所等を参照〕。そして農業者年金制度のなかの經營委譲年金制度（1971年）が、直系家族的性格を一段と維持させる機能を発揮することになったのである。戦後農政は、これらの施策を通じて自作農主義に立つ農業の近代化を押し進めてきたのである。

ここで、家族協定農業についてその経過を見ると、1962年の農林大臣

の全国農業会議所への諮問「農山村における農業基幹労働者の流出の問題点とその具体的方策はどうか」に対して、1963年の全国農業会議所の答申「家族協定農業に関する普及推進要綱」(1964年3月30日)の中で農業後継者の育成確保方策の一環として「家族協定農業」が提案された。親子間の権限移譲を促進し、後継者の生活及び経営意欲を高める「担い手」対策としてである。その目的は基本的に(1)家族関係の近代化と(2)後継者の養成・確保にあった。

家族協定は、(1)こづかい契約（性別、年齢別定額を定期的に支給）、(2)賃金契約（月給制、歩合制、雇用制）、(3)部門契約（部門経営制、小作制）、(4)経営譲渡契約、(5)集団契約（協業、共同経営など）の類型を設定して後継者（家族）の成長段階に対応するステップを想定している。家族協定は、基本的に①労働報酬協定、②部門分担協定、③家族協業協定、④経営移譲協定、の4つのタイプに分けられる。

親子の合意形成を基礎とする家族協定は、親子の生活共同を通じて、親の老後生活保障と後継者の地位獲得過程への道を開き、自立した農家の活動を創り出すものとなる。この意味で、言語コミュニケーションをあまり用いない了解型の権限委譲プロセスをもちやすい家族経営に対して、その関係の近代化を組み込む家族協定こそ、組織の民主化と近代化を実現するものといえるだろう。

先行していたアメリカやヨーロッパの父子契約をみると、農場譲渡制度として親の農場を子供が買い取るスタイルをとっており、親は譲渡後別居（老人ホーム等へ転出）するために、契約の上でことさら近代的家族関係を唱う必要はない。こうした居住規則（residential rule）の相違が日本と西欧の家族農業に関する協定の決定的な相違であった。

さて、家族協定の経営モデルによると、家族農業として最も強力な体制は、一戸一法人に代表される法人経営体である。さらに新農政では、家族農業経営の今後の展開として、「家族農業」の用語を使用せずに「個別経営体」（個人または一世帯によって農業が担われている経営体であって、農業基本法にいう自立経営農家の条件を満たすものをさしている）と表現しており、「家族農業経営については、その経営管理面を充実強化し、必要に応じて一戸一法人化を推進する」と唱っている。

この新農政で提起されている法人化は、日本の戦後の農業史を顧みる

なら、決して新しい経営イノベーションというものではなく、経営の近代化をめざす政策と農民的対応の中すでに昭和30年代から取り組まれてきたのである。当時の農業法人化は、節税対策といわれ、あまり好意的な評価は受けていなかったが、資本主義的な競争原理に対抗する農民的抵抗の実践であったといえる。それはまた、企業的農業経営の確立による農家の経済的地位の向上を図った農業基本法の精神にかなったものであり、一体化していた家計と経営の農家経済を分離して捉える法人化の仕組みを導入することで農民の意識変革を促し、自己の労働に対する評価を不斷に行なう習慣を身につけることが期待されたのである。実際に法人化に取り組んだ地域や農業者は、経営感覚は優れていたケースが多かった。⁽⁷⁾

4. 北海道の家族農業経営

専業農家率の高い北海道の場合、担い手の意味は、単に家族にとってあるいは地域にとってというだけでなく、もっとマクロなレベルで問わされることになる。北海道は農業王国あるいは食糧生産基地といわれて久しく、大規模経営が展開されており、専業農家率も高い農業地帯であることが、国の方針として食糧生産基地とすることは自然なものといえるだろう。したがって、土地を所有し大規模経営を展開することが基本となり、農業補助金も大幅に投入されたが、規模拡大に失敗した農家は悲惨な結果となる。もともと担い手にはある程度の資金的あるいは能力的な基盤があるという前提に立つことができるのだが、近年の北海道農業は大幅な減反率を設定され、乳価の抑制そして畑作生産物の価格抑制の中で展望のない時代を迎えており、過去5年間にすでに1万5千戸の農家が離農している。

ここで、1995年（平成7年）センサス結果から北海道の現状を読みとることにしよう。農業の担い手に関する問題の原点は、誰が農業生産活動を担っているのか、である。北海道の農家の高齢化の実態はどうであろうか。基幹的農業従事者数に関して表1をみると60歳以上の割合は、昭和35年に9.9%であったものが、平成2年には26.5%と増大しており、平成7年には、約3割（29.7%）が60歳以上となっている（全国統計で

(単位：人、%)

表1 基幹的農業従事者数(北海道)

| 区分 | 総 数 | うち 販売農家 | 男 女 別 | | 年 齡 別 | | | | | | 構 成 比 | | | | | |
|------|-----------|------------|-----------|-----------|-------------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 男 | 女 | 16歳～ 29歳 | 30～39 | 40～49 | 50～59 | 60～64 | 65歳以上 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 16～ 29 | 30～ 39 | 40～ 49 | 50～ 59 | 60～ 64 | 65歳 以上 |
| 35年 | 538,010 | … | 224,616 | 313,394 | 501,101 | | | | 36,909 | | 93.1 | | | | | 6.9 |
| 40 | 404,326 | … | 197,740 | 206,586 | 109,104 | 104,537 | 87,494 | 63,422 | 20,017 | 19,752 | 27.0 | 25.9 | 21.6 | 15.7 | 5.0 | 4.9 |
| 45 | 325,765 | … | 166,377 | 159,388 | 72,084 | 76,674 | 82,799 | 56,909 | 18,867 | 18,432 | 22.1 | 23.5 | 25.4 | 17.5 | 5.8 | 5.7 |
| 50 | 232,142 | … | 118,526 | 113,616 | 40,968 | 45,642 | 66,294 | 48,048 | 15,704 | 15,486 | 17.6 | 19.7 | 28.6 | 20.7 | 6.8 | 6.7 |
| 55 | 207,380 | … | 107,585 | 99,795 | 31,327 | 38,070 | 55,138 | 51,857 | 15,090 | 15,898 | 15.1 | 18.4 | 26.6 | 25.0 | 7.3 | 7.7 |
| 60 | 188,682 | 187,333 | 99,419 | 89,263 | 21,309 | 36,779 | 40,989 | 52,811 | 17,593 | 19,201 | 11.3 | 19.5 | 21.7 | 28.0 | 9.3 | 10.2 |
| 62 | 197,320 | … | 99,770 | 97,560 | 19,890 | 40,530 | 38,870 | 54,180 | 20,580 | 23,260 | 10.1 | 20.5 | 19.7 | 27.5 | 10.4 | 11.8 |
| 63 | 187,650 | … | 96,060 | 91,590 | 17,550 | 38,010 | 36,910 | 51,840 | 20,540 | 22,800 | 9.4 | 20.3 | 19.7 | 27.6 | 10.9 | 12.2 |
| 元 | 181,460 | … | 93,100 | 88,360 | 16,630 | 33,870 | 36,650 | 52,030 | 20,250 | 22,090 | 9.2 | 18.7 | 20.2 | 28.7 | 11.2 | 12.2 |
| 2 | 170,144 | 168,803 | 90,023 | 80,121 | 14,057 | 31,895 | 34,494 | 44,721 | 21,037 | 23,940 | 8.3 | 18.7 | 20.3 | 26.3 | 12.4 | 14.1 |
| 3 | … | 168,810 | 87,800 | 81,010 | 13,340 | 31,996 | 35,490 | 47,530 | 19,510 | 20,990 | 7.9 | 19.0 | 21.0 | 28.2 | 11.6 | 12.4 |
| 4 | … | 168,500 | 88,470 | 80,030 | 12,260 | 30,440 | 37,180 | 46,150 | 19,880 | 22,590 | 7.3 | 18.1 | 22.1 | 27.4 | 11.8 | 13.4 |
| 5 | … | 166,810 | 87,280 | 79,530 | 10,650 | 30,230 | 37,360 | 43,620 | 21,150 | 23,770 | 6.4 | 18.1 | 22.4 | 26.1 | 12.7 | 14.2 |
| 6 | … | 164,570 | 85,790 | 78,770 | 9,650 | 27,790 | 37,370 | 40,800 | 21,970 | 26,970 | 5.9 | 16.9 | 22.7 | 24.8 | 13.3 | 16.4 |
| 7 | 145,043 | 143,478 | 77,491 | 65,987 | 7,853 | 21,875 | 33,576 | 33,155 | 19,213 | 27,806 | 5.5 | 15.2 | 23.4 | 23.1 | 13.4 | 19.4 |
| (全国) | 2,772,371 | 2,555,463 | 1,369,342 | 1,186,121 | 40,686 | 157,222 | 349,744 | 515,947 | 476,419 | 1,015,445 | 1.6 | 6.2 | 13.7 | 20.2 | 18.6 | 39.7 |

資料：農林水産省「農業センサス」、「農業調査」

注：1)3年以降の数値は販売農家における調査数値である。

2)「16歳～29歳」の数値は7年以降、調査対象年齢の拡大から「15歳～29歳」の値となっている。

は、基幹的農業従事者の53.1%が60歳以上の人々によって担われている）。このことは、逆に60歳以上の人々が基幹的農業従事者となる農業経営であることを示している。さらに、16～29歳以下の青年層の従事割合がきわめて低くなっていることに注目しなくてはならない。昭和45年には22.1%を占めていたものが、平成6年には5.9%（全国ではわずかに1.8%）となっている。意外なのは、基幹的農業従事者に占める女性の割合である。よく3チャン農業といわれ、女性のウエイトは、戦後の出稼ぎや減反の中で高くなっていることが紹介されてきたが、実態としては、過去30年間女性の割合は47.48%と約半分の割合を維持しており、変化はみられない。このように食糧生産基地と称され日本における大規模農業の優等生としての北海道農業もまた、家族構造については府県の動向と軌を一にしていることが読み取れる。

基本的に農業のようなある程度長期スパンで計画的に取り組まなくてはならない仕事については、一定の若さと技術指導・情報機関そして同じようなテーマについて協力し合える仲間の存在が不可欠である。この点からも高齢化の進行は、経営の現状維持と保守化を招くことは必然であり、発展性が期待できなくなる。組織と同様、成員の交代が必要なのであるが、担い手の実態はどうであろうか。農家がこれまで継続性をもって続けてきたのは、後継者が確保され、結婚して直系家族的世帯を形成するという社会的合意のもとで農地改革に始まり農業基本法で確立された自作農主義体制という制度支援によるものであった。しかし、農業センサス（1995）によると、北海道で後継者がいない農家は過半数（51%）を占めており、後継ぎが同居して自家農業に従事している世帯は、全農家の36.1%である。この中には、結婚して同居している後継ぎが全体で8.5%含まれており、未婚の後継ぎは27.6%である。既婚後継者に対する未婚後継者の数字が約3倍を越えているが、後継者の平均年齢が上昇していることなどから後継者の結婚問題の深刻さもうかがうことができる。

農業センサス（表2）によると北海道の専業農家の場合、同居後継ぎがいる農家は9,699戸であり、26.6%となっている。ただし、直系家族的世帯として2組の夫婦あるいは単身世帯主+後継者夫婦の形態をとっているのは、そのうちの2,242戸（23.1%）であり、全専業農家（3万

表2 世帯構成別農家数

＊：構成比

| | | 全農家 | 専業農家 | 全農家* | 専業農家* |
|----|---------------|--------|--------|-------|-------|
| 直家 | 世帯主夫婦+同居後継ぎ夫婦 | 6,107 | 2,092 | 7.5 | 5.9 |
| 系族 | 単身世帯主+同居後継ぎ夫婦 | 733 | 150 | 1.0 | 0.4 |
| 核 | 世帯主夫婦+同居後継ぎ | 20,952 | 6,743 | 25.8 | 19.1 |
| 家 | 単身世帯主+同居後継ぎ | 1,469 | 414 | 1.8 | 1.2 |
| 族 | 世帯主夫婦+その他 | 27,280 | 12,080 | 33.8 | 34.3 |
| | 世帯主夫婦のみ | 16,542 | 8,264 | 20.4 | 23.5 |
| | 単身世帯 | 2,689 | 1,387 | 3.3 | 3.9 |
| | その他の世帯 | 5,215 | 2,356 | 6.4 | 6.7 |
| | 計 | 80,987 | 35,280 | 100.0 | 100.0 |

資料出所：1995年センサス〔北海道分〕

5千戸）に占める割合は、6.4%にすぎない。未婚の後継者は、そのうち7,991戸であり、結婚して複数世代家族の標準的同居世帯はきわめて少ないのである。これは、日本農業の伝統的な直系家族＝家が形態的に変化してしまったといえるのかも知れない。それは専業農家においてさえ直系家族的世帯の構成比が同居の後継者が結婚している6.4%（2,242世帯）であることに示されている。

農業白書（平成7年版）では、「他出後継ぎ」という分類をして、潜在的後継ぎの存在を強調しているが、府県の場合には、農業経営の後継ぎではなく農家の後継ぎという意味合いが定着しているが、北海道ではそうはいかない。統計でその数字は9,777人（12%）となっているが、現実には、他出して他産業に従事している場合は、地元に仕事がなければ戻ることもできないのである。

4. 新農政にみる家族モデル

1995年（平成7年）の農業白書は、新農業の時代を強調しているが、疎外されない労働としての家族農業経営は、その目標として家族成員の独立性、自立性を保障する関係の近代化を実現するものでなくてはならない。そして家族農業の発展は、最終的に家族成員相互の自立を統合す

るものである。この意味で、家族経営の主体を明確に位置づけるためには、農業者であり農村生活者でもある個人を出発点とするアプローチが必要となる。

金沢(1983)のアメリカの農業農村研究によると、アメリカでは、独立自営の農民が典型的なアメリカ民主主義のモデルとなってきた。それは、アメリカ社会の基本的信条は個人の企業者の精神を尊重するところにあり、かつ少數の者への富の集中を排除することである。そして、意志決定の際の個人的自由の保障だけでなく、自由に選択できる代替物が幅広く存在していることという民主主義の理念を体現できるのが農業⁽⁸⁾(者)であることを意味している。(金沢、17頁)。

つまり家族農業として自立経営に取り組むことは、すぐれて民主主義的実践に結びついており、特に家族農業における民主主義の具体化で重要なのは、夫婦の間のパートナーシップがまず確立されていなくてはならないだろう。⁽⁹⁾この意味で先述した農業者年金制度における女性加入の問題を家族経営協定とリンクさせたことの意義は大きいのである。従来、農業者年金の加入は農地の権利名義をもつ者に限定されていたが、常時農業に従事しており、家族経営協定を締結している家族成員にも認めるという、大幅な加入資格緩和措置は家族労働として参加している女性にとって一つの権利の拡大をうながすものと評価されてよいだろう(ただ、基本的なスタンスとして農業経営を自覺的かつ意欲的に取り組んでいくとみられる一定規模以上層の農家に限定されているが)。

それらの前提となる家族経営協定における女性配偶者の地位に関しては、経営方針の決定に際しての共同参画、女性に対する収益の配分を明確にすること、将来の経営移譲を夫婦間の合意としたこと、などが盛りこまれていると同時に年金加入を女性配偶者に保障することは、女性の老後問題における経済的不安の改善に大きく貢献するものとなる。

こうして、女性の現在と将来に関する地位向上の楔が打ち込まれたことにより、親子関係優先原理に立っていた直系家族主義農政から夫婦関係優先原理に立つ核家族主義農政への転換へと歩を進めていることが分かる。核家族は一代限りの完結型人生を基礎としている。この核家族を農業経営の基礎に据えるということは、農業を誰に対しても広く、職業選択の一つとして制度化することを意味する。したがってデンマークを

はじめとしてヨーロッパの農業国で行われているような農業者資格制度が構想され、デカップリングの制度等の検討も必要となると思われる。ただ中原（1995）によるとデンマークでは、夫婦単位の農業経営という視点ではなく、妻は農業に従事することはなく農作業は常雇を前提とする大規模農業が基本となっているという。経営の譲渡については実子の場合も有償であり、さらにグリーンサーティフィケートと呼ばれる経営譲渡を受ける権利をもっていることが条件となっている。この権利を取得するのは同一年齢層の若者の1.5%となっているという。

さて、本来、担い手には、目標とそれを実現するためのノウハウおよび相談機能の存在が必要である。近年各地で、消費者のニーズにこたえる農家の活動が生産者と消費者のネットワークを促し、農協を媒介としない直接取引へと向かう農産物の流通革命が始まっている。そんな時代をリードできる農業の担い手とは、実業家センスをもつ経営能力と組織能力あるいはプレゼンテーション能力をもつ実力のある農業者でなくてはならない。インターネットを使いこなす知識や技術、アイデアが必要なのである。この意味で、時代はすでに農家ではなく農業者という個人を基礎とする農業生産システムへと、農業問題は変化している。かつて、農業は、親の仕事を宿命的に引き受けた土地と家屋の継承を通じて「家のあと継ぎ」が守るものであった。この職業が、今、総合的知識を必要とする先端的な職業とみなされている。何といっても創造的な仕事であるという点については、他に比べるものはないほど多くの能力を必要とする。それは、体力、知識、資金、計画力、観察力、技術力、経営管理能力等、およそ自営業の中でも別格の能力を求められている。

一方、農業高齢者にとって経営委譲は新たに生きがい問題をつきつけられることになる。経営移譲の制度は、60歳を迎えた高齢者に対して、農業委員会事務局が該当者に連絡を取り、受給申請手続きを説明するというのが一般的である。この経営移譲に関して問題となるのは、親子間に適切な引継ぎや役割の交代といった経営の交代に関する合理的な仕組みが作られにくいところにあるため、家族関係の民主化と近代化を可能にする家族協定農業を実質的に機能するように経営組織と家族のマネジメントに関わる農業経営の専門機関・団体や家族問題に関する専門機関等によるコンサルタント機能やコーディネイター機能を強化することが

必要となっている。

日本の農家は、その大部分が兼業農家によって構成されていることは周知の事実であるが、先進国ではほぼ5%以内を占めるにとどまる専業農家を主力となる中核農家として強化するというのが新農政である。想定されているのは、新規参入意欲のある有能な非農家や、法人格を取得している農業生産法人あるいは、企業の農業参入である。⁽¹⁰⁾

図1は、これまで述べてきた旧来型の農家家族モデルが個人主義的価値を基礎とした家族モデルへと転換を裏づける事象をまとめたものである。この視点は、戦後50年間の日本の農業が資本主義下の経済社会システムに組み込まれた結果として農家家族モデルの転換が不可避なものとなったという単純な議論ではなく、農家が置かれている社会経済条件が結果として単独相続を中心とした自作農主義農政の破綻によって否応なく個人の自己責任原理を導入せざるをえなくなったこと、さらには、女性の役割を認めざるをえないほど経営内部の主体が大幅に変化していることを表している。

図1 農家家族モデルの転換

| 指標 | 旧モデル（直系家族） | 新モデル（核家族） |
|----------|-------------------|---------------------|
| 家族制度 | 家制度（直系家族制） | 核家族（夫婦家族制） |
| 相続 | 単独相続 | 共同相続 |
| 土地所有 | 農家条件（後継ぎ） | 農業者の拡大（新規参入） |
| 関係ダイアド | 父子中心 | 夫婦中心 |
| 価値志向 | 集団主義的価値 | 個人主義的価値 |
| 年金制度 | 世帯主義 | 個人主義 |
| 女性農業者の地位 | 補助者 | 共同経営者 |
| 農政 | 直系家族主義 （自作農主義） | 核家族主義 （職業選択拡大主義） |
| 農業経営組織 | 家族農業経営 | 法人経営 |
| 家族形態 | 二世代同居型 | 核家族型 |
| 住宅 | 一体型二世代住宅 | 敷地内隣居・分離型二世代住宅 |
| 農業専従者 | 男性>女性 | 女性・高齢者>成人男子 |
| 介護システム | 家族介護 | 社会的介護（農協のホームヘルプ事業等） |

当然のことであるが、直系家族型の農家家族が依然として存続する可能性を否定するものではないが、あくまでそれは、核家族のコンビネーションとして農家世帯を構成するものとなるであろう。

直系家族制によって築き上げられた日本の家族農業経営を夫婦家族制によって代替させるためには、いくつかの前提が必要である。

第一に直系家族が強みを發揮しうるのは、農業経営に対する中長期展望あるいは計画を立てることとその成果を手にするまでの時間的余裕があるということである。確かに土づくりは、5年近い土壌改良から始めなくてはならないところが多く、例えば、有機農業を本格的に取り組もうとするなら、2、3年間は収入をきわめて低い水準で見込まなくてはならない。したがって時間をかけて成果を出そうということになると新規就農は簡単ではない。逆に、短期間の勝負にかけることが可能な農産物は、この問題をクリアできる。したがって夫婦家族制が定着しやすいのは、例えば、技術を身につけた人が資本金をもって花卉栽培や野菜栽培をハウスなどの施設園芸として取り組む場合である。あるいは請負耕作を中心とする技術集団として独立したビジネスを開拓したり、都市の消費市場に結びついて流通を中心にビジネス展開するものは、一定の成功を期待できる。

第二に、資本の大がかりな投資を必要とするものも個人経営には不可能であり、加えてシステムとして展開する法人化した農業経営は、直系家族の論理にはなじまないということである。すなわち組織は、組織の発展を目標とする行為の集積によって自律的に展開するものであり、血縁を前提とする経営は、よほどのリーダーが存在しない限り、成功を持続することはできないからである。組織は、マネジメントによって組織に参加する個人の参加意欲と満足を極大化することで成功と発展を期待することが可能となるのである。したがって、個人の参加の形態をとりやすい夫婦家族による農業形態にとって適したものといえる。

第三に個人農（家族経営）と企業農家（法人経営）の共存が、新モデルによって可能となることである。つまり農業を生きがいとして、疎外されない労働の場として職業選択することは、消費者と生産者のネットワークを構成する小規模経営体としての有機農業経営が生産一消費システムのなかでバランスよく活動できるのである。

付記 本研究は、平成7,8年度科学研費補助金（課題番号07451048）による研究活動の一部をなすものである。

〔注〕

- (1) 農政審議会（1994）「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」
- (2) 農村生活総合研究センタ（1996）『農業経営の法人化と農家生活』
総合研究開発機構（1995）『新しい農業経営形態の研究－法人化の展望』宇佐美繁編著（1995）『地域営農集団と法人経営』日本経済新聞社
- (3) 杉岡直人（1994）「家族経営の存続と継承」（日本村落研究学会編）『年報－村落社会研究30』農山漁村文化協会 105-130頁。
- (4) 杉岡直人（1990）『農村地域社会と家族の変動』ミネルヴァ書房
- (5) 経済企画庁（1996）『国民生活白書』（平成7年版）
- (6) バーバラ・メレディス（杉岡直人・平岡公一・吉原雅昭訳）
(1997)『コミュニティケアハンドブック』ミネルヴァ書房
- (7) 杉岡直人（1994）「農村地域社会と家族変動」『季刊社会保障研究』30-3 2-21頁
- (8) 日本の家族協定の先行事例の一つであるアメリカの父子契約に詳しい金沢夏樹は、アメリカにおいて父子契約農場が増加した背景を①農産物の過剰生産にともなう階層分解と優等地確保の困難性②農業投下資本の増大③高齢化により後継者の年齢が上昇して死後相続が非現実的になったことを指摘している〔金沢夏樹（1975）「父子農場の意味するもの」、『現代の農業経営』、243-255頁〕。つまりアメリカの父子契約は、資本の論理に対抗する家族の主体的な対処行動であったといえる。
〔アメリカ合衆国農務省・金沢夏樹訳編（1983）『アメリカの家族経営』楽遊書房〕
- (9) 最近、中堅的な農業経営を支えている農家女性に対する調査プロジェクトに参加する機会があり、沖縄から北海道まで合わせて50人以上の農業女性に話を聞く中で、印象に残ったことが3点ある。まず、女性は農業に関して男性よりも健康的な生活を送ることがで

きる農業と自然環境に魅力を感じている人々が多く、それは農外からの農村花嫁に目立つ。第二に、職業をもって生活したことのある女性は、金銭・経営感覚に優れており、経営内容に自分の役割を自覚していたり、自覚的に取り組もうとする志向が強い。また第三は、後継者の農業就労についての考え方としてあくまで職業選択の一つとして選択させるスタンスが前提となっていることである。農業が好きで取り組んでいる女性達が自分の築き上げている経営を子どもに継がせたいという意識を前面に出さずに取り組んでいる点は、農業経営の厳しさを女性が体験的に学び、安易に勧められないという意識が強い。そのことは、担い手となるべき子どもが他出していくことにもつながっているであろう。結局のところ健全な感覚をもっている女性が後継ぎを自信をもって育てられるようような支援策を講じる必要がある。

農村生活総合研究センタ他 (1996) 『平成7年度新政策推進調査研究事業報告書—男女両性のパートナーシップに基づく農業経営の成立要件に関する調査研究一』

- (10) 白書が指摘するように新規参入者にとっての壁は、資金・土地・技術の三大要素である。近年北海道にも府県から新規就農を目指して窓口である北海道農業会議を訪れる人が増加している。意欲的な住民を受け入れることは、過疎化や産業の停滞に悩む自治体にとっては貴重な村おこしとなる。道庁では、平成7年9月に設立した社団法人「北海道農業担い手育成センター」を窓口として、就農準備金（150万円）、農家研修資金（月15万円）、農業大学研修資金（月5万円）を新規就農者を対象にして無利子融資〔平成8年度の貸付額は3億円を予定〕を行い、3月までに73人が利用している。農業経験のないものは、3分の1に及ぶ。過去5年の新規参入者は毎年30人前後であったことから、さらにPRを展開するために千代田区に「就農支援首都圏センター」をこの4月に開設した。国も負けずに就農意欲をもちながらも農業知識や技術を学ぶ機会の少ない会社員に働きながら学べる環境を用意しようと農林水産省が主管となって関東・東海・近畿・長野に就農準備校〔4校8教室〕を開設した。6日間コースで2万円、12~20日間で3~5万円という。市町村レ

ベルの取り組みも積極的である。道内初の試みとして札幌から 1 時間程度の地域にある鶴川町では、農業後継者を 2 年間臨時職員にして農業全般を学ばせる JA むかわニューファーマー育成事業を開始している。

〔参考文献〕

野々山久也・袖井孝子・篠崎正美編 (1996) 『今、家族に何が起っているのか』ミネルヴァ書房

有地亨編 (1986) 『現代家族の機能障害とその対策』ミネルヴァ書房
ジェームス・ホワイト (正岡寛司他訳) (1996) 『家族発達のダイナミックス』ミネルヴァ書房

中原准一 (1995) 「デンマークの農業教育」『畜産の研究』247-252 頁)

川手督也 (1996) 「農家家族の変容と家族協定」(日本村落研究学会大会報告)

Abstract

Family Farm Agreement and Changing Rural Families

Naoto SUGIOKA

The typical rural families of Japan are still stem families and seem to continue to be from a point of view of farm family system. However, there is currently leeway with in the family and social structure.

This paper focuses on a radical shift design to establish new concept of family farms in Japan. The aim of this paper is to introduce the concept of stem family system into nuclear family system.

The changing process of rural family and agricultural production after World War II can be divided into three stages.

The first stage (1950-69): tenant farmers became independent by Farmland Reform and afterwards many agricultural families gave up farming and moved to work in cities as a consequence of industrialization process.

The second stage (1970-1989): farm families were forced to reduce products by the change of agricultural trading policies. Since 1985, the nonmigration type of retired farmers has appeared, which is becoming the normal life of the retired.

The third stage: while in the 1990s we can easily find successful rural stem family with the expanded farm holdings, we can also find farm families consisting of an old couple with no successor. Farm families are declining and need new system.

With reflection of the modernization, we need alternative of family system of farming under the concept of nuclear family.